



「遠隔教育の推進に向けた施策方針」のポイント

※「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」（主査：丹羽文部科学副大臣）として、遠隔教育を効果的に活用した教育の質の向上を図るため策定。

1. 遠隔教育の基本的な考え方

- 小規模校等における教育活動の充実や、外部人材の活用や幅広い科目の開設などにおいて、重要な意義。
- 不登校児童生徒や病気療養児など、通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって、学習機会の確保の観点から重要。

➡ 一人一人に応じた学習機会を提供する観点から、遠隔教育が**効果を発揮しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化（別紙）し、教育関係者の理解を深めていく。**

2. 制度の整備等

1) 小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育

➡ 受信側において、学校と保護者が連携・協力し、児童生徒の体調管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるなどの要件を満たす場合、**指導要録上出席扱いとし、学習成果を評価に反映することができるよう制度改正**

2) 不登校児童生徒に対する遠隔教育

➡ 指導要録上出席扱いとする現行制度の活用実績の分析を踏まえ、活用のための**留意事項**を学校関係者に周知を図り、**全国における制度の活用を一層促進。**

3) 遠隔システムを活用し免許外教科担任の支援を促進

➡ やむを得ず免許外教科担任が授業を担当する場合、**免許状を保有する高い指導力を有する教師等が遠隔システムを活用し授業に参画することで、授業の質を高めるとともに当該免許外教科担任の資質能力の向上を図る。**

3. 全国的な普及に向けた取組

- 遠隔授業の事例や指導の際のポイント、環境構築の在り方などについてまとめた**「遠隔学習導入ガイドブック」を改定し、全国の教育委員会における活用を促進。**
- **優れた遠隔授業の事例を創出する実証研究**（「遠隔教育システム導入実証研究事業」、「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」）を推進。
- **新たに開催する「遠隔教育フォーラム」（年度内に複数個所）や各種会議等において、優れた取組例や課題の解決例を積極的に周知し、全国における取組を促進。**その際、教育委員会だけではなく自治体全体に理解が深まるよう、「全国ICT教育長協議会」と連携し、更に広報活動を推進。
- 教育における先端技術の導入に向けた実証研究を関係省庁と連携して実施するため、**新規事業**を31年度概算要求に計上。

遠隔教育に係る施策を総合的・継続的に推進

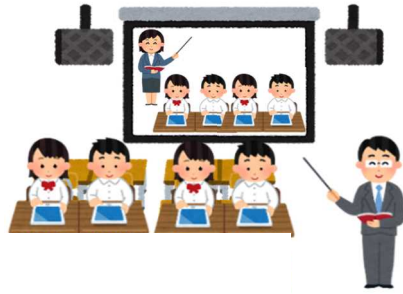
遠隔授業の類型（イメージ）

（別紙）

合同授業型

- 児童生徒が**多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実**を図る。

教師 + 児童生徒



送信側

教師支援型

- 児童生徒の**学習活動の質を高める**とともに、**教員の資質向上**を図る。

ALTや専門家等

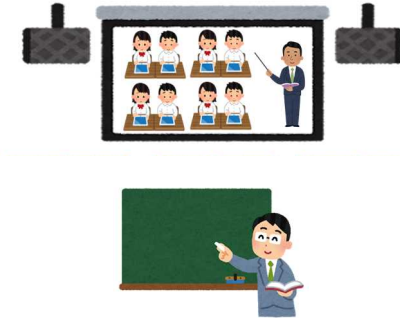


教科・科目充実型

※ 高等学校段階のみ

- 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、**学習機会の充実**を図る。

当該教科の免許状を保有する教師



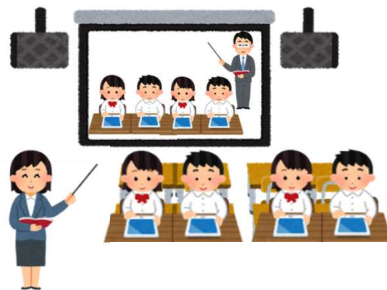
同時双方向



同時双方向

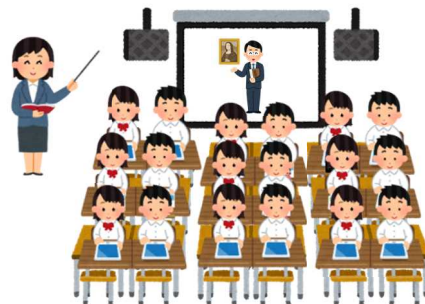


教師 + 児童生徒



受信側

教師 + 児童生徒



当該学校の教師（当該教科の免許状の有無は問わない） + 生徒

